

京都市選挙管理委員会告示第13号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第6条第1項の規定により、平成20年2月17日執行予定の京都市長選挙において使用する電磁的記録式投票機を次のとおり指定しました。

平成19年12月5日

京都市選挙管理委員会

委員長 梅 林 等

第1 型式

スタンドアロン型電子投票機 VT-25

スタンドアロン型電子投票機 VT-25B (音声による候補者の氏名の表示機能
を備えたもの)

第2 構造

- 1 電磁的記録式投票機(以下「投票機」という。)の主要部分を収納する本体は、電磁的記録媒体収納部を含め、密封された金属製とする。
- 2 1の本体に用いるネジ等は、容易な取り外しを防止するため非露出とする。
- 3 電磁的記録媒体収納部は、不正着脱を防止するため、前面の開閉式ドア内部に配置し、施錠管理を行うものとする。
- 4 電磁的記録媒体は、コンパクトフラッシュとする。投票機には投票の電磁的記録媒体及び投票を複写する電磁的記録媒体(次項において「副本」という。)の書き込み装置を内蔵する。
- 5 投票用プログラム及び候補者情報は、あらかじめ副本に記録する。

- 6 1の本体にタッチパネル式の液晶式表示画面を備えるものとする。
- 7 投票機管理に用いるICカード（以下「運用管理カード」という。）及び投票に用いるICカード（以下「投票カード」という。）を発行するため、パーソナルコンピュータとICカード読み書き装置で構成される投票カード発券機を別に備える。
- 8 1の本体に、挿入された運用管理カード及び投票カードの情報を読み取るための装置を内蔵する。
- 9 音声による候補者の氏名等の表示による投票を行うための投票機にあっては、専用のヘッドフォン及び専用端末機を別に備える。
- 10 投票機の動作状態を表示するための投票機動作状態表示灯を備える。

第3 機能

1 投票資格の確認

- (1) 選挙人は投票の当日、投票所で交付された投票カードによってのみ、投票機での投票操作を行う。
- (2) 投票カードの二重使用に対処するため、投票カードを投票機に挿入後、投票資格を確認した時点で投票カードの情報を初期化し、再使用を防止する。
- (3) 選挙人が投票カードを投票機に挿入した後は、当該選挙人は投票を中断することができない。

2 候補者の選択

- (1) 投票機には、公職の候補者1名のみを選択することができる候補者の氏名及び党派別（以下「候補者の氏名等」という。）選択画面を有する。
- (2) 候補者の氏名等選択後、投票が記録される前に、選挙人が選択した候補者の氏名等を拡大表示し、選択内容を確認できる画面（以下「確認画面」という。）を

有する。

- (3) (2) の確認画面に、選択内容の変更機能を有する。
- (4) 候補者の氏名等選択画面に、候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了するための選択機能を有するとともに、当該選択内容が記録される前に拡大表示し、選挙人が確認又は変更できる機能を有する。
- (5) 候補者が多数の場合の候補者氏名等を表示するため、氏名の五十音によって、全ての候補者の氏名等を確認できる機能、画面の切替操作によって、全ての候補者の氏名等を確認できる機能を有する。

3 投票内容の記録

- (1) 個々の選挙人の投票は、固定長形式のデータとして、電磁的記録媒体の不規則な位置に記録され、投票データの特定を防ぐ。
- (2) 個々の選挙人の投票に関する記録は、電磁的記録媒体にのみ記録され、投票機本体には、投票に関する一切の記録を保存しない。
- (3) 投票データの特定を防ぐため、電磁的記録媒体には選挙人に関連づけられた固有情報を記録しない。
- (4) 選挙人が投票を記録する操作を行うと同時に、電磁的記録媒体に投票データが記録される。
- (5) 選挙人の投票が投票の電磁的記録媒体に記録された後、記録された投票データを読み出し、正しく記録されたかの照合を行う。
- (6) 原本である投票の電磁的記録媒体への記録確認後、投票を複写する他の一の電磁的記録媒体に記録する。

4 音声による表示による投票

視覚障害者等の投票に対応するため、操作方法、候補者の氏名等を確実な方法によりヘッドフォンを通じて音声表示し、専用端末機を操作することにより投票を行

わせる機能を有する（VT-25B）。

5 投票機動作状態の表示

投票機動作状態表示灯は、投票管理者及び投票立会人が容易に確認できる位置に設置し、投票が正常に行われている間は緑色に点灯、異常発生時は緑色に点滅、停電等電源異常発生時には赤色に点灯、その他の場合は点灯しないことにより動作状態を表示する。

6 運用記録の保存

投票機の起動から終了に至るまでの作動状態を、時刻、操作内容等の別に投票を複写する電磁的記録媒体に記録する。なお、当該記録については、選挙人と投票結果が結びつかない形式とする。

7 停電対策

停電により供給電源が切断された場合、投票の記録操作に影響を与えないよう内蔵電池を有する。

8 投票機の管理

- (1) 電磁的記録媒体収納部は投票機前面の施錠可能な開閉式ドア内部に配置し、解錠することにより電磁的記録媒体を取り出すことができる。
- (2) 投票機の電源スイッチは、投票機前面の施錠可能な開閉式ドア内部に設置する。
- (3) 投票機による投票開始の操作は、投票管理者が管理する運用管理カードによる認証手続を必要とする。
- (4) 投票所閉鎖後の投票機の投票終了の操作には、運用管理カードによる認証手続を必要とする。

第4 操作の方法

1 基本的操作方法

- (1) 選挙人は投票の当日、投票所において交付された投票カードを投票機本体前面の挿入口に挿入することにより、当該選挙の投票を開始する。
- (2) 候補者の氏名等選択画面に表示された全ての候補者の氏名等の中から、選挙人が投票しようとする候補者を、当該選択画面に表示された候補者の氏名等に触れることにより選択する。選択した候補者の氏名等は、確認画面に拡大表示される。
- (3) (2) により選択した候補者の氏名等が確認画面に拡大表示された際、選挙人が当該候補者に投票しようとするときは、当該確認画面の「○投票する」に触れ、投票を電磁的記録媒体に記録する。
- (4) (2) により確認画面に拡大表示された候補者の氏名等が、選挙人が投票しようとする候補者の氏名等でなかった場合は、当該確認画面の「×変更する」に触れることにより、全ての候補者の氏名等が表示された選択画面を再度表示させることができる。

この操作は繰り返し行うことができる。

- (5) 候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了する場合は、候補者の氏名等選択画面の「投票しないで終了する」に触れ、候補者の氏名等を選択せず投票を途中で終了することを選択する。選択した内容は、確認画面に拡大表示される。
- (6) (5) により確認画面に拡大表示された内容を確認し、投票を途中で終了する場合には、画面の「○はい」に触れ、当該内容を電磁的記録媒体に記録する。
- (7) (5) により確認画面に拡大表示された内容を変更する場合は、当該確認画面の「×変更する」に触れることにより、全ての候補者の氏名等が表示された選択画面を再度表示させることができる。

この操作は繰り返し行うことができる。

- (8) (3) 又は (6) の操作を行った場合、当該選挙の投票は終了する。

2 音声による候補者の氏名等の表示による投票の場合

- (1) 選挙人は投票の当日、投票所において、音声による候補者の氏名等の表示による投票を行う旨を投票管理者に申し出る。
- (2) 選挙人は、交付された投票カードを専用のヘッドフォン着用後に投票機本体前面の挿入口に挿入することにより、当該選挙の投票を開始する。
- (3) 最初に専用のヘッドフォンから専用端末機の操作方法についての説明が流れる。
- (4) (3) において専用端末機の「○」ボタンを押すと、専用のヘッドフォンからの音声による投票方法の表示後、候補者の氏名等（表示の順序を表す整理番号を含む。以下同じ。）が候補者の氏名等の掲示の順序に従って音声より表示される。音声による表示は、同一候補者の氏名等を繰り返し読み上げる方法で行われ、専用端末機の「→」ボタンを押すことにより、当該順序に従って、また「←」ボタンを押すことにより、当該順序の逆に従って、それぞれ全ての候補者について音声による候補者の氏名等の表示を聞くことができる。

また「◀」ボタンを押すことにより、音声による操作方法の表示及び候補者の氏名等の表示を最初から聞くことができる。
- (5) 選挙人が投票しようとする候補者の氏名等が音声により表示された時点で、専用端末機の「○」ボタンを押すことにより、候補者の選択を行う。
- (6) (5) により選択した候補者の氏名等が確認のため再度音声により表示された際、選挙人が当該候補者に投票しようとするときは、専用端末機の「○」ボタンを押し、投票を電磁的記録媒体に記録する。
- (7) (5) により音声により表示された候補者の氏名等が、選挙人が投票しようとする候補者の氏名等でなかった場合は、専用端末機の「×」ボタンを押すことにより、全ての候補者の氏名等を再度音声により最初から表示させることができる。
- (8) (4) の候補者の氏名等の表示中に、専用端末機の「×」ボタンを押すことにより、候補者の氏名等を選択せずに投票を途中で終了することを選択することが

できる。

選択した内容は、確認のため再度音声により表示される。

(9) (8) により確認のため再度音声により表示された内容を確認し、投票を途中で終了する場合は、専用端末機の「○」ボタンを押し、当該内容を電磁的記録媒体に記録する。

(10) (8) により確認のため再度音声により表示された内容を変更する場合は、専用端末機の「×」ボタンを押すことにより、全ての候補者の氏名等を再度音声により最初から表示させることができる。

(11) (6) 又は (9) の操作を行った場合、当該選挙の投票は終了する。

(選挙管理委員会事務局選挙課)